

## 【ご参考資料】

2015年7月10日

野村アセットマネジメント株式会社



## 「ノムラ THE ASIA」の基準価額の推移と中国本土株下落の影響について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

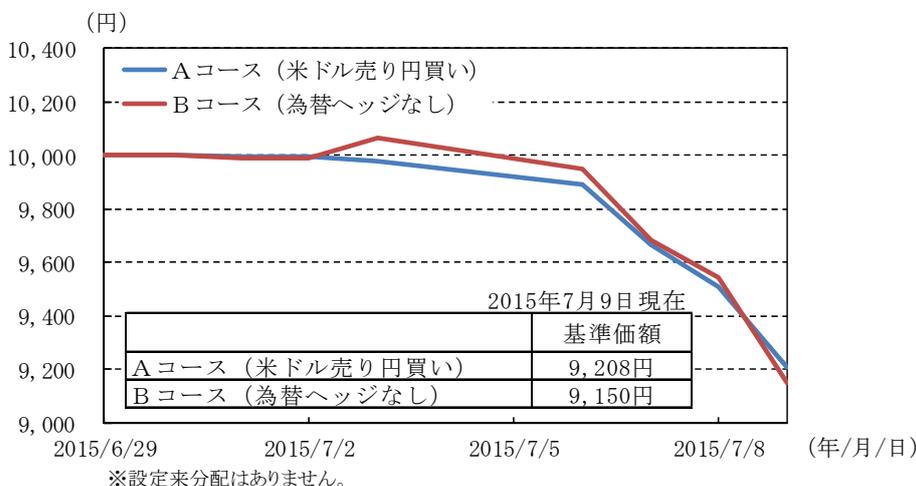
2015年6月29日に設定となりました「ノムラ THE ASIA Aコース(米ドル売り円買い)／Bコース(為替ヘッジなし)」(以下、ファンドといいます。 )の基準価額(2015年7月9日現在)は、Aコースで9,208円(設定来-7.9%)、Bコースで9,150円(設定来-8.5%)となりました。

中国本土株は6月の高値から軟調に推移しておりますが、特に中国人民元建て取引の中国A株が大きく下落しております。ファンドは実質的に中国A株を保有していないため(2015年7月8日現在)、ファンドの基準価額の下落は中国A株が直接の要因ではなく、中国A株の大幅下落を背景としたアジア株式全般の軟調な動きが要因となっています。

以下に、設定来の基準価額の推移、国・地域別組入比率、今後の見通しについてご説明いたします。

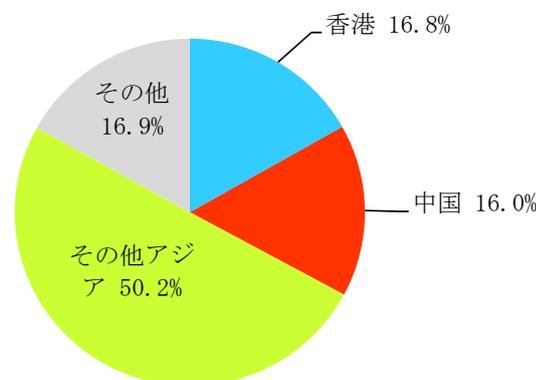
## 設定来の基準価額の推移

期間:2015年6月29日(設定日)～2015年7月9日、日次



## 国・地域別組入比率(純資産比)

2015年7月8日現在



※ファンドの共通ポートフォリオベース。四捨五入の関係で合計が100%とならない場合があります。

## 今後の見通し

中国市場につきましては、年初来の上昇分の利益確定を急ぐ投資家によりパニック的な状況となっており、短期的には値動きの荒い状態が継続することも考えられます。

しかしながら、状況を重く見た中国当局から、市場を落ち着かせるための対応策が連続して発表されていることから、こうした当局の断固たる姿勢が認識されると市場は落ち着きを取り戻していくと考えられます。

新興国として、一時的な市場変動率(ボラティリティ)の上昇は避けられませんが、中長期的なアジアの成長力に変化が生じているわけではありませんので、パニック売り一巡後は、調整により割安となった市場への資金回帰が見られると考えております。

—上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。—

## (ご参考) 中国本土株（上海、深セン）の下落について

足もとの中国本土株は大幅下落となり、6月12日の直近高値から、上海総合指数は約32%、深セン総合指数は約40%下落しました。（7月8日現在、終値ベース）

### ポイント1 売買高は急増した

中国上海市場と深セン市場の過去1年間を遡ると、2014年7月には、2市場合計の1日当たり平均売買高は250億株程度でしたが、本年にかけて急増し、2015年6月には1日当たり平均で1,000億株程度と、約4倍に急増しました。

### ポイント2 信用取引の急増と急減

急増する売買高を支えてきたのが信用取引です。信用買い残高は、約1年前の2014年6月末には約4,000億元（1元＝20円換算で8兆円相当）でしたが、1年を通じて急増し、2015年6月のピーク時には2兆2,000億元（約44兆円）にまで膨れ上がりました。

その後、株式市場が急落に転じたため、信用取引で株を買っていた投資家に追証（追加証拠金）が発生、追証を払いきれない投資家が一気に投げ売りに転じ、売りが売りを呼ぶ格好となりました。なお、7月8日現在の信用残は、約1兆4,500億元（約29兆円）と、急速に減少しています。

### ポイント3 中国株式市場のファンダメンタルズ

中国株式市場の当面のファンダメンタルズを確認しますと、上海総合は、EPS成長率が10%台半ば、PERは10倍台前半への低下が予想されています。成長銘柄が多い深セン総合は、EPS成長率が2年平均で40%程度と高く、PERは20倍台への低下が予想されています。

米国株式市場の2015年予想ベースのPERは、S&P500が18倍程度、成長銘柄が多いNASDAQが22倍程度です。これらの市場と比較しても、中国株式市場は割高感が解消されてきたと考えられ、信用の投げ売り等の需給問題が落ち着けば、相場は下げ止まるのではないかと考えています。

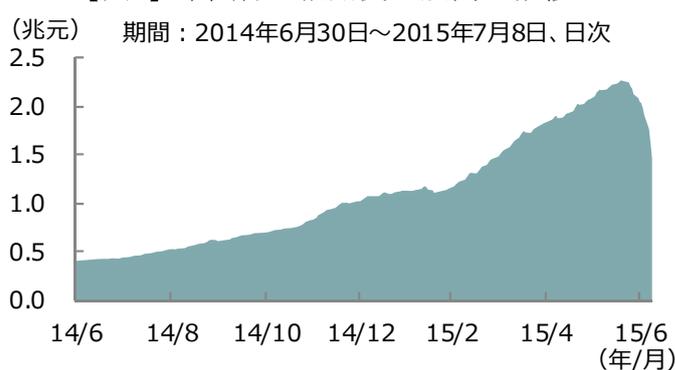
（出所）Bloombergデータより野村アセットマネジメント作成

上記は過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。  
また、ファンドの運用実績ではありません。ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

【図1】 中国本土株指数と売買高の推移



【図2】 中国株式信用買い残高の推移



【図3】 中国株式市場のファンダメンタルズ

EPS (1株当たり利益) 成長率		2015年 (予想)	2016年 (予想)
上海総合指数		16.1%	13.3%
深セン総合指数		69.6%	26.0%
PER (株価収益率)	2014年 (実績)	2015年 (予想)	2016年 (予想)
上海総合指数	17.1倍	14.7倍	13.0倍
深セン総合指数	46.7倍	27.5倍	21.8倍

PERは7月8日終値ベース

## 【投資リスク】

**当ファンドの投資リスク** ファンドのリスクは下記に限定されません。

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式等に実質的に投資する効果を有しますので、当該株式の価格下落や、当該株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により基準価額が下落することがあります。

したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

**《基準価額の変動要因》** 基準価額の変動要因は下記に限定されるものではありません。**株価変動リスク**

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

**為替変動リスク**

[Bコース]が投資する「ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅢ-アジア・エクイティークラスB」においては、原則として対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行いませんので、為替変動の影響を受けます。

[Aコース]が投資する「ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅢ-アジア・エクイティークラスA」においては、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として当該クラスの純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。したがって、保有する実質的な外貨建資産について対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行わないため、為替変動の影響を受けます。例えば、ファンドが実質的に米ドル以外の通貨建資産を保有している場合には、当該通貨に対する円の為替変動の影響を受けます。また、実質的な外貨建資産にかかる通貨に対する円高と、米ドルに対する円安が同時に進行した場合等には、双方の為替変動の影響による二重の損失が発生する場合等があります。

円金利が米ドルの金利より低い場合、為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)がかかるため、基準価額の変動要因となります。

各ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

**債券価格変動リスク**

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

**《その他の留意点》**

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 各コースが各々投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、当該コースを繰上償還させます。
- ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。
- 金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入(スイッチングによる購入を含みます。)、換金の各受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入(スイッチングによる購入を含みます。)、換金の各受け付けを取り消す場合があります。
- ファンドが投資対象とする外国投資信託は、投資顧問会社がアジア諸国の株式の運用を行なう副投資顧問会社の選定および入替等を行ないます。副投資顧問会社の増減および入替を行なう際には、一時的にアジア諸国の株式への投資比率が低下する場合があります。
- 外国投資信託の各副投資顧問会社は、投資顧問会社によって配分された信託財産にかかるアジア諸国の株式の運用にあたり、個別銘柄について各々異なる投資判断を行なう場合があるため、当該外国投資信託においては、結果として同一銘柄について同時あるいは近いタイミングで買付と売却が発生する場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売却益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。ファンドは、株式等の値動きのある有価証券等に実質的に投資します(また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。)ので基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて受益者に帰属します。お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することとなります。

ノムラ THE ASIA Aコース(米ドル売り円買い) / Bコース(為替ヘッジなし)

ファンドの特色

**1** アジア諸国の株式\*1 (DR(預託証券)\*2、上場投資信託証券および償還金額等が株式の価格や株価指数に連動する効果を有するリンク債等を含みます。)を実質的な主要投資対象\*3とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

\*1 アジア諸国の株式とは、アジア諸国・地域の企業の株式およびアジアにおいて主要な事業活動に従事しているアジア域外の企業の株式を指します。  
 \*2 Depository Receipt(預託証券)の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。  
 \*3 「実質的な主要投資対象」とは、外国投資信託「野村マネー マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

◆運用にあたっては、野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(NFR&T)に、運用の指図に関する権限の一部を委託\*4します。

ファンドが投資対象とする外国投資信託「ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅢ-アジア・エクイティ」の投資方針

- アジア諸国の株式(DR(預託証券)、上場投資信託証券および償還金額等が株式の価格や株価指数に連動する効果を有するリンク債等を含みます。)を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。
- 投資顧問会社が、アジア諸国の株式の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。
- 副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、アジア諸国の株式の運用において優れていると判断した運用会社を選定します。
- 投資顧問会社は選定した副投資顧問会社およびファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

\*NFR&Tおよび野村アセットマネジメントの組織再編について  
 NFR&Tは、平成27年10月1日(予定)にリテール運用関連事業を分割し、野村アセットマネジメント株式会社が当該事業を承継します。これに伴い、同日以降は、運用の指図に関する権限の一部の委託は行ないません。同日以降は、NFR&Tが投資信託証券の評価等をし、運用に関する助言を行ない、それに基づき、野村アセットマネジメント株式会社が運用を行ないます。また、組織再編に関し、ファンドの投資方針には何ら変更はありません。

**2** ファンドは投資する外国投資信託において、米ドル売り円買いの為替取引を行なう「Aコース」と対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行なわない「Bコース」から構成されています。

- ◆各コースは、円建ての外国投資信託「ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅢ-アジア・エクイティ」および国内投資信託「野村マネー マザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。
- ◆「ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅢ-アジア・エクイティ」の投資にあたっては、「Aコース」は当該ファンドの「クラスA」を、「Bコース」は当該ファンドの「クラスB」を投資対象とします。
- ◆Aコースにおける「米ドル売り円買い」とは、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。したがって、保有する実質的な外貨資産について対円で為替ヘッジを行なうことを目的としていません。

**3** 「Aコース」「Bコース」間でスイッチングが可能です。

野村証券では、スイッチング手数料はかかりません。  
 スwitchingの際には、ご換金時と同様に、費用・税金がかかりますのでご注意ください。

— 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 —

お申込みメモ

● 信託期間	平成38年4月27日まで(平成27年6月29日設定)	
● 決算日および収益分配	年2回の毎決算時(原則、4月および10月の27日(休業日の場合は翌営業日))に、分配の方針に基づき分配します。	
*初回決算日は、平成27年10月27日となります。		
ご購入時	● ご購入価額	ご購入申込日の翌営業日の基準価額
	● ご購入代金	原則、ご購入申込日から起算して7営業日目までに販売会社にお支払いください。
	● ご購入単位	一般コース(分配金を受取るコース): 1万口以上100単位または1万円以上1円単位 自動けいぞく投資コース(分配金が再投資されるコース): 1万口以上100単位または1万円以上1円単位
*原則、ご購入後にコースの変更はできません。*詳しくは、野村証券にお問い合わせください。		
ご換金時	● ご換金価額	ご換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
	● ご換金代金	原則、ご換金申込日から起算して7営業日目から販売会社でお支払いします。なお、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、ご換金代金の支払いを延期する場合があります。
	● ご換金制限	大口換金には制限を設ける場合があります。
その他	● スwitching	「Aコース」と「Bコース」間でスwitchingが可能です。
	● お申込不可日	販売会社の営業日であっても、お申込当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または12月24日である場合には、原則、ご購入、ご換金およびスswitchingの各お申込みができません。 ・オーストラリア証券取引所 ・シンガポール証券取引所 ・香港取引決済所 ・ルクセンブルグの銀行
	課税関係	個人の場合、原則として分配時の普通分配金ならびに換金時(スswitchingを含む)および償還時の譲渡益に対して課税されます。ただし、少額投資非課税制度などを利用した場合には課税されません。なお、税法が改正された場合には、内容が変更になる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※お申込みの際には投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

◆お申込みは

当ファンドに係る費用 (2015年7月現在)

● ご購入時手数料	ご購入口数に応じてご購入価額に以下の率を乗じて得た額	
	ご購入口数	ご購入時手数料率
	1億口未満	3.24%(税抜3.0%)
	1億口以上5億口未満	1.62%(税抜1.5%)
	5億口以上	0.54%(税抜0.5%)
<スswitching時> ありません。		
● 運用管理費用(信託報酬)	ファンドの保有期間中に、期間に応じてかかります。	
● 純資産総額に年1.08%(税抜年1.00%)の率を乗じて得た額		
● 実質的にご負担いただく信託報酬率(信託報酬に、ファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬を加えた概算値)	年2.08%程度(税込)	
● その他の費用・手数料	ファンドの保有期間中に、その都度かかります。 (運用状況等により変動するため、事前に利率・上限額等を示すことができません。)	
・組入る有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ファンドに関する租税 等		
● 信託財産留保額(ご換金時、スswitchingを含む)	1万口につき基準価額に0.3%の率を乗じて得た額	

上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に  
 応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

◆設定・運用は

野村証券

商号:野村証券株式会社  
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号  
 加入協会:日本証券業協会/一般社団法人日本投資顧問業協会/  
 一般社団法人金融先物取引業協会/  
 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

野村アセットマネジメント

商号:野村アセットマネジメント株式会社  
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号  
 加入協会:一般社団法人投資信託協会/  
 一般社団法人日本投資顧問業協会

ファンドの基準価額等についてのお問い合わせ先:野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ ☎0120-753104  
 (受付時間)営業日の午前9時~午後5時

★インターネットホームページ★  
<http://www.nomura-am.co.jp/>

★携帯サイト★  
<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>



当資料は、ファンドの運用実績に関する情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したものです。当資料中の記載事項は、全て当資料作成以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。ファンドは、株式等の値動きのある有価証券等に実質的に投資します(また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。)ので基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて受益者に帰属します。お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。ご自身でご判断ください。